

(委員会)

第39条 学長が必要と認めた場合は、学長の下に常設及び臨時の委員会を置くことができる。

2 委員会に関し必要な事項は、別に定める。

第9章 削除

第40条 削除

第10章 図書館等

(図書館)

第41条 本学に附属図書館を設け、図書の管理に関する事務を掌る。

2 図書館に関する細則は、別に定める。

(インスティテューショナル・リサーチセンター)

第41条の2 本学に、インスティテューショナル・リサーチ (Institutional Research) 以下「IR」という。) センターを置く。

2 IRセンターに関する事項は、別に定める。

(キャリアセンター)

第41条の3 本学に、キャリアセンターを置く。

2 キャリアセンターに関する事項は、別に定める。

(教職センター)

第41条の4 本学に、教職センターを置く。

2 教職センターに関する事項は、別に定める。

第11章 削除

第42条 削除

第12章 科目等履修生、特別聴講学生及び公開講座

(科目等履修生)

第43条 本学の定める授業科目中1科目又は複数科目等の履修を志願する者があるときは、当該学科の授業の支障がない限り選考の上、科目等履修生として受講を許可する。

2 科目等履修生には履修した科目に対して単位を与えることができる。

3 科目等履修生に関する規定は、別に定める。

(特別聴講学生)

第44条 本学において開設する授業科目のうち1科目又は数科目を選んで履修することを志望する他の短期大学又は大学の学生があるときは、当該他の短期大学又は大学との協議に基づき、所定の手続きを経て特別聴講学生として入学を許可することがある。

2 特別聴講学生について必要な事項は、別に定める。

(聴講生)

第44条の2 本学において、特定の授業科目を聴講することを志望する者があるときは、学長は、聴講生として入学を許可することができる。

2 聴講生の取扱いに関し、必要な事項は別に定める。

(科目等履修生、特別聴講学生及び聴講生の学費)

第45条 科目等履修生の入学検定料、入学料及び授業料並びに特別聴講学生及び聴講生の授業料等は、次のとおりとする。

区分	入学検定料	入学料	授業料
科目等履修生	10,000円	10,000円	1単位につき10,000円
特別聴講生	当該大学等と協定するところによる。		1単位につき10,000円
聴講生	-	5,000円	1科目につき10,000円

2 前項の入学検定料、入学料、授業料の納入方法については別に定める。

(公開講座)

第46条 社会人の教養を高め、文化の向上に資するため、本学に公開講座を開設することができる。

附 則

- 1 本学則は昭和25年4月1日より施行する。
- 2 本学則は昭和26年4月1日より施行する。
- 3 本学則は昭和28年4月1日より施行する。
- 4 本学則は昭和29年4月1日より施行する。
- 5 本学則は昭和30年4月1日より施行する。
- 6 本学則は昭和31年4月1日より施行する。
- 7 本学則は昭和34年度より施行する。
- 8 本学則は昭和35年度より施行する。
- 9 本学則は昭和36年度より施行する。
- 10 本学則は昭和37年度より施行する。
- 11 本学則は昭和38年度より施行する。
- 12 本学則は昭和39年度入学生より施行する。
- 13 本学則は昭和40年度入学生より施行する。
- 14 本学則は昭和41年度入学生より施行する。
- 15 本学則は昭和42年度入学生より施行する。
- 16 本学則は昭和43年度入学生より施行する。
- 17 本学則は昭和44年度入学生より施行する。
- 18 本学則は昭和45年度入学生より施行する。
- 19 本学則は昭和46年度入学生より施行する。
- 20 本学則は昭和47年度入学生より施行する。
- 21 本学則は昭和48年度入学生より施行する。
- 22 本学則は昭和49年度入学生より施行する。ただし、食物栄養専攻の授業科目及び単位数については昭和48年度入学生より適用するものとする。
- 23 本学則は昭和50年度入学生より施行する。
- 24 本学則は昭和51年度入学生より施行する。
- 25 本学則は昭和52年度入学生より施行する。
- 26 本学則は昭和53年度入学生より施行する。
- 27 本学則は昭和54年度入学生より施行する。
- 28 本学則は昭和55年度入学生より施行する。
- 29 本学則は昭和56年度入学生より施行する。